

令和3年5月13日（木）  
15時00分～17時00分  
WEB会議

〔出席者〕

（委員）石井委員、井上委員、大木委員、神吉委員、川口委員、黒崎委員、島田委員、戸田委員、根岸委員、松岡委員、南田委員、眞嶋委員、村田委員、毛受委員（計15名）  
（文化庁）柳澤国語課長、津田地域日本語教育推進室室長補佐、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 日本語教育小委員会の設置について
- 2 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会名簿
- 3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）
- 4 日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について（案）
- 5 ワーキンググループの設置について（案）
- 6 「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けた検討項目（案）
- 7 「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査研究報告
- 8 「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについての検討項目（案）
- 9 「日本語教育の参照枠」の活用及び普及に向けた検討項目（案）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の会議の公開について
- 3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過等について
- 4 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について（11の論点）
- 5 「日本語教育の参照枠」策定に向けたスケジュール
- 6 「日本語教育の参照枠」一次報告
- 7 「日本語教育の参照枠」二次報告－日本語能力評価について－

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 文化審議会国語分科会運営規則に基づいて、委員の互選により、石井委員が日本語教育小委員会主査に選出された。
- 3 文化審議会国語分科会運営規則に基づき、石井主査が浜田委員を副主査に指名した。
- 4 事務局から配布資料3「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）」の説明があり、了承された。
- 5 事務局から配布資料4「日本語教育小委員会（第21期）の審議の進め方について（案）」及び配布資料5「ワーキンググループの設置について（案）」の説明があり、了承された。
- 6 事務局から配布資料6「「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けた検討項目（案）」の説明があり、意見交換を行った。
- 7 事務局から、配布資料7「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査研究報告及び配布資料8「「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについての検討項目（案）」、

配布資料9「日本語教育の参照枠」の活用及び普及に向けた検討項目（案）」の説明があり、意見交換を行った。

- 8 次回の日本語教育小委員会は7月15日（木）午前10時から開催予定、「日本語教育の参照枠」活用に関するワーキンググループは、5月21日（金）午後1時から開催、「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループは、5月27日（木）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 9 資料説明等の内容は以下のとおりである。

#### ○石井主査

以降はオンラインにて審議を公開することといたします。

#### ○増田日本語教育調査官

ただいま、本小委員会を公開いたしました。会議傍聴者の皆様にもお入りいただいております。

#### ○石井主査

改めまして、今期の日本語教育小委員会主査に選出されました石井でございます。よろしくお願いたします。私から一言、就任に当たっての御挨拶を申し上げます。

本日も大変多くの方に傍聴いただいております。日本の各地に外国人住民の方たちが生活し、地域社会の一員として社会を支える側になっていると思います。日本社会は、既に外国人の人たちの力なくしては回らないということもあると思います。地域日本語教育という言葉も日本語教育の中でもよく使われますし、多文化共生という言葉はかなり定着してきたように思われます。現実はまだ多くの問題について認識が少しずつ見えてきたという段階かと思いますが、多文化共生社会における基盤となるコミュニケーションは日本語教育の重要な役割だろうと思います。

多文化共生社会の実現は、日本人だけの議論で進められるものではなく、多様な人々の対話が不可欠です。それぞれの日本語力に差があることは当然で、そこでも日本語教育の役割はあるわけですが、日本語教育の推進は一方的なものではなく、日本社会で暮らす人たちの対話と理解を促進するものとして、お互いの関係をつなぐ重要なものと考えますと、日本語教育も一方的にネイティブの側がノンネイティブの側の方たちに教え込むということではなく、日本語の力を双方ともに養いつつ、どうしたらお互いに理解できるかという視野も持つようになるべきだと思っております。

関係をつなぐ重要なものとしての日本語・言葉を道具として、双方の努力によって豊かなコミュニケーションが可能になるということを目指したいと考えております。この小委員会も、そういった一助となるよう取り組みたいと思います。皆さま、よろしくお願いいたします。

議事に移ります。議事（3）第21期日本語教育小委員会における審議内容について審議いたします。今期の日本語教育小委員会の審議の進め方とワーキンググループの設置について、事務局から御説明をお願いいたします。

#### ○増田日本語教育調査官

資料4「日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について（案）」を御覧ください。

今期の審議事項は2点です。前期に引き続き、一つ目が「論点3、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」で、こちらは、「日本語教育の参照枠」の策定に向けた検討を前期に引き続き審議いただくこととしております。本年度は取りまとめの最終年度となっており、活用のための手引き等についても検討いただくこととしております。

二つ目「論点4、カリキュラム案等の活用について」は、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、平成22年報告の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案

改定及び「生活Can do」の作成を行うこととしております。

スケジュールは、今期前半まで日程を組ませていただいております。なお、資料4の一番下に記載しておりますが、本年度、これらの審議事項に合わせた日本語教育総合調査として「生活Can do」の検証のため調査・研究を実施する予定でございます。

続きまして、資料5「ワーキンググループの設置について（案）」を御覧ください。今期は、二つの審議事項の検討のために、「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ、そして、「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの二つのワーキンググループの設置を提案いたします。

各ワーキンググループの名簿は、2ページでございます。それぞれのワーキンググループの今期の進め方の案は3ページを御覧ください。日本語教育専門職の松井から御説明いたします。

### ○松井日本語教育専門職

「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの進め方（案）について説明させていただきます。「日本語教育の参照枠」につきましては、令和元年度より審議を開始いたしまして、一次報告、二次報告と取りまとめを進めてまいりました。「日本語教育の参照枠」3年目に当たる令和3年度におきましては、これらを合わせて「日本語教育の参照枠」最終報告として、国語分科会において取りまとめる予定でございます。この最終報告につきましては、おおむね年度前半、10月の国語分科会においての報告を予定しております。

その最終報告と並行して、目的の部分でございますが、「日本語教育の参照枠」の理解・活用を促進し、広く活用できるようにするため、教育現場で活用するための手引きや学習者のための支援ツールを作成するとともに、外国人と共に働く日本人に向けた効果的な広報の在り方について検討するというのがワーキンググループの目的でございます。分かりやすく説明すれば、Can doをベースにしたカリキュラム編成についての考え方と事例を示す冊子を取りまとめるというのが本ワーキンググループの目的となっております。こちらにつきましては、日本語教師の皆様を対象とする文書であるため、「日本語教育の参照枠」の外にあるものとして取りまとめを予定しているものでございます。

検討事項につきましては三つございます。一つ目は手引きに含むべき事項について、二つ目が学習者のための支援ツールについて、三つ目がその他の効果的な広報・活用のための方法についてというものを検討事項としております。

想定される成果物についてでございますが、Can doベースのカリキュラム編成の考え方と事例を示した「日本語教育の参照枠」活用のための手引きというものが一つ目でございます。二つ目、学習者のための支援ツールというものは、昨年の調査研究で、「日本語教育の参照枠」で掲載されているCEFRのCan doというものが14の言語の外国語に翻訳されております。その翻訳されたCan doを使いまして、様々な言語で学習者の皆さんが自分の日本語能力を自己診断できるようなツールを開発してはどうかというものが二つ目でございます。三つ目、「日本語教育の参照枠」広報資料等とは、「日本語教育の参照枠」を広く知っていただくために、その内容について簡易にまとめられた広報素材等を作成してはどうかというものでございます。

開催スケジュールに関しては、年間5回の会議の実施を予定しております。「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの進め方に関しては、以上でございます。

### ○増田日本語教育調査官

続きまして、「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方（案）につきまして、日本語教育専門職の北村から御説明いたします。

## ○北村日本語教育専門職

文化庁国語課地域日本語教育推進室専門職の北村です。よろしくお願いたします。私からは「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方について御説明したいと思います。

まず、丸の一つ目、経緯の御説明です。平成22年に国語分科会において「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が取りまとめられています。その後、平成25年に設置されました「論点整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において具体的な施策の方向性、そして、論点として、方向性を、日本語教育の推進の方策を議論していく際の検討材料として11に整理されています。こちらのうち、論点4として「カリキュラム案等の活用について」が示されています。これを受け、令和2年度より「標準的なカリキュラム案」の改定、そして、この間に「日本語教育の参照枠」が取りまとめられていますので、こちらに基づくCan doの作成に着手しております。

目的ですが、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、生活者としての外国人が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としつつ、自立した言語使用者として生活できるようにするための日本語教育の実践の指針となる教育内容を具現化するものとして「生活Can do」等の作成を行うとともに、それらを取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方（案）を示すということを目的といたします。

方法といたしましては、これまでと同様ですが、日本語教育小委員会での審議と並行いたしましてワーキンググループを設置し、審議のための検討、そして資料作成を行うこととしたいと思います。二つ目としまして、その参考として調査研究を実施しまして、その結果を踏まえた検討を行いたいと考えております。

検討事項といたしまして（1）、こちらは昨年度の標準的なカリキュラム案改定ワーキンググループからの継続ですが、生活上の行為の事例の見直し、そして、昨年度までに作成したCan doを「日本語教育の参照枠」を参考とした「生活Can do」として作成するための範囲・レベルの検討、そして、「生活Can do」の作成・検証、（4）となりますが、「生活Can do」に対応する学習項目の要素について、以上4点の検討をしたいと考えております。

丸の五つ目、想定される成果物ですが、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を含む「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方（報告）、現在は案がついていますが、こちらを成果物として想定しています。開催スケジュールは、年度内に3回を予定しております。

以上、「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方について御説明いたしました。

## ○石井主査

今期の日本語教育小委員会の審議の進め方とワーキンググループの設置について御意見あるいは御質問などありましたら、お願いします。神吉委員。

## ○神吉委員

神吉です。御説明ありがとうございました。参照枠の活用のほうで、松井専門職から、学習者のための支援ツールで14言語のCan doを活用するという話がありましたが、Can doだけではなく、この参照枠の考え方をきちんと伝えていく必要があると思います。参照枠全体の翻訳は検討されるのでしょうか。

## ○松井日本語教育専門職

もともと学習者のための支援ツールというアイデアは、欧州で出している、欧州の学習者がスペイン語やイタリア語など、様々な言語の能力を五つの言語活動にわたって自己診断できるようなツールがウェブサイトで公開されています。一つはそういうものを想定しています。14言語は決して十分ではありませんが、スペイン語なりポルトガル語なり中国語なりベトナム語なりで、学習者自らの日本語能力がどのレベルにあるのかをモニターでき、その診断結果と様々な学習ツールを対応付けて示していけたらと想定しています。

もう一つ、「日本語教育の参照枠」の広報資料等に関しましては、おっしゃるとおりで学習者にも、この「日本語教育の参照枠」の考え方の趣旨等々の広報の周知を図っていくということは重要なことであると思います。この広報資料は、一義的には広く関係者の皆様に、日本語で簡易な資料を準備するというのを想定しておりますが、多言語翻訳等々ももちろん検討していければと思っております。追って、学習者支援ツールの14言語と同様の言語翻訳がそろうといいかなと考えているところです。

## ○石井主査

他にございますか。特にないようでしたら、今期の日本語教育小委員会の審議の進め方とワーキンググループの設置について御了解いただいたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、議事(4)「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けてですが、今期の前半の「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けた検討事項を確認したいと思います。資料は6から8までですね。昨年度実施いただいた基礎漢字に関する調査研究報告については、資料7として示されているようです。事務局から御説明をお願いいたします。

## ○増田日本語教育調査官

資料6を御覧ください。今期「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けた検討項目(案)としておりますが、まず、この参照枠の策定に向けては令和元年度より審議を開始いたしまして、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめていただきました。さらに、言語能力記述文、Can doにつきましては、日本語教育関係者、学習者の皆様の協力を得て、令和2年度後半に量的検証を実施するとともに、漢字については基礎漢字に関する調査研究を実施しております。今期は、これらの二つの調査結果を踏まえて、本年度、一次報告、二次報告を併せた最終報告を国語分科会において取りまとめることを予定しております。

その取りまとめに向けて、主な検討項目が三つあると考えております。一つ目が、「日本語教育の参照枠」の構成です。この参照枠の一次報告は、参考資料6に、二次報告は参考資料7に添付しています。これを併せた参照枠の最終まとめの構成案につきまして、資料6に掲載させていただいております。

検討項目の二つ目としましては、漢字の扱いについてです。資料6の下のほうになりますが、黄色くマーカーさせていただいております。第II章、「日本語教育の参照枠」についての8、漢字の扱いについてです。こちらは、一次報告の62ページに、2ページにわたって漢字についての様々な御意見というのを掲載させていただいております。基礎調査の結果を踏まえ、漢字の扱いについては、改めて本小委員会で御審議をいただきたいと思っております。

次に、黄色マーカーの9番目、令和4年度以降の検討課題です。今後の検討課題は一次報告に1ページ掲載させていただいておりますが、既に手引きの作成や多言語翻訳など着手しているものがございますので、それらを除いて今後さらに検討が必要なことは何か御議論いただき、最終報告に盛り込みたいと考えております。以上が、取りまとめに向けた主な検討課題です。

続きまして、専門職の松井から、委員限りの机上配布資料としてお送りしております「日本語

語教育の参照枠」Can doの量的検証に関する調査研究報告の概要」等について説明いたします。

## ○松井日本語教育専門職

「日本語教育の参照枠」Can doの量的検証に関する調査報告概要について御説明いたします。この調査結果については概要でございますので、今回は委員限りの机上配布資料とさせていただきます。正式な最終報告書に関しましては7月をめどに取りまとめを予定しておりますので、改めて報告申し上げます。

早速1ページ、調査の概要から説明いたします。CEFRにおけるCan doというものは、言語に関わらない汎言語的なCan doとして開発されたものです。ただし、それを日本語に翻訳し、日本語教育の文脈において使うことにおける妥当性の検証が済んでおらず、必要であるという御意見をいただき、この英語で書かれたCEFR Can doを日本語に翻訳し、日本語教育の文脈において使った場合、レベル感等々のずれが出てこないかどうか調査したものが本調査でございます。調査対象に関しましては、日本国内の日本語学習者1、683名の方に、ウェブによるアンケートに御協力いただくことができました。今回はそのウェブアンケートの分析結果のみとなっておりますが、それと同時にその学習者の方をよく知る日本語教師による評価も一部行っております。

調査に関しましては、学習者の日本語能力に応じてグループを四つに分けました。ここに記されているグループ1、グループ2、グループ3、グループ4というのは、それぞれグループ1から日本語能力は、グループ1がA2、グループ2がB1、グループ3がB2、グループ4がC1相当ということで、学習者の振り分けは、その日本語教育機関の教師に御協力をいただきました。その後、学習者のみなさんに調査項目であるCan doについて「できる」から「できない」まで4段階でお答えいただきました。それぞれのグループのCan do数はおおむね100前後です。当然グループ1はA2相当ですので、日本語でのCan doに答えることができない場合もありますので、調査項目のCan doに関しては、日本語も含めて14言語で調査票を準備し、それぞれ自分が最も答えやすい言語でアンケートに答えていただきました。

その約100のCan doについてどれくらいできるか回答したデータを統計的に分析いたしました。出した結果が2ページ以降の調査結果です。かいつまんで説明しますと、4ページに三つのCan doが挙げてありますが、今回Can doが、いわゆる活動Can doと呼ばれる五つの言語活動に関するCan do319個のうち、今回211項目を調査の対象としましたが、その211項目のCan doの中で、4ページの三つのCan doが要検討であるという結果が出ております。要検討であるというのは、すなわちこれを除くべきであるという結果ではなくて、なぜこのデータが比較的小ミスフィットであったのかを分析する必要があるという意味合いです。今後、分析で、この三つのCan doを除くべきかどうかについては分析を進めていきますが、それ以外のCan doに関しては、全体の傾向としてレベルどおりの結果が出ています。すなわち、日本語教育においても同じようなレベルで難易度が統計的には結果が出たということです。ですので、おおむねこのCEFR Can doというものを日本語に翻訳し、日本語教育の文脈に用いても、レベルのずれというのは大きくは出てきていないという結果が出ております。その点のみの報告が今回の資料になっております。

続きまして、五つの言語活動、読む、聞く、話すはやり取りと発表についての分析結果がございます。そして、書くという言語活動ごとの分析と、大事なのは漢字圏、非漢字圏のそれぞれの学習者の皆さんの回答傾向など等々は継続していただいま分析中ですので、最終的な分析の結果については、7月の日本語教育小委員会での報告を目指して、分析と報告書の取りまとめの作業を行っているところです。

続きまして、資料7「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査研究報告を御覧ください。「日本語教育の参照枠」一次報告においては、「漢字の扱いについて」で触れられておりました。CEFRはもちろん汎言語的な指標ではありますが、主にアルファベットを使う言語

を対象としておりまして、漢字の問題については検討されていないことから、日本語教育において、漢字教育、文字教育というものをどのように考えていったらいいのかについて検討するための基礎的な資料とするため調査を行ったものです。

調査報告書の1ページは、CEFRの枠組みにおける日本語教育の状況をまとめたものでございます。欧州における、外国語教育としての日本語教育の中等教育における、おおむねA2レベルの漢字というものは、加盟各国がそれぞれに定めているところでございます。国によっては100字、101字という国から250字、251字というところまで、A2の漢字として定めている漢字数は国によってかなりの違いがあるというところが示されています。その中でも、1ページの真ん中あたりの漢字の一覧なのですが、この調査の5か国に共通の漢字90字というものが示されています。単純に日本における生活者に対する日本語教育等々と比較することはできませんが、欧州の中等教育機関における日本語教育においてはこのような漢字が定められているという説明が入っているところでございます。

続きまして、少しページが飛びますが、10ページです。10ページの表の2、漢字出現の重なりというところですが、こちらが本報告書の中心的な結果となるものです。おおむね100弱の日本語教育の教材でどのような漢字が使われているか、どのような漢字の語彙が使われているかというものを調べたものです。対象となるのは、総合教材、主教材と呼ばれるものから、漢字に特化した補助教材、漢字の学習アプリでおおむね初級レベルと言われている教材の中でどのような漢字が扱われているかということ語彙と共に出現頻度を調べまして、1番から順番に重なりが多いもの、1位から1000位、この表だと1000字まで順番に並べていったものです。それで、これは日本語能力試験の旧出題基準の3級まで、現行N4までの漢字の中心範囲相当とみなすと書いてありますが、いわゆる日本語能力試験との重なりを示した表でございます。教材分析の結果の出現頻度の上位100字までは、日本語能力試験との漢字の重なりは98%です。200字になりますと、様々な個別の漢字がたくさん出てきていまして、300字になりますと77%の重なりであるという結果が出ております。

続きまして、12ページ、表4の漢字なのですが、N4相当以外の漢字語のうち、主に地域の日本語教育、日本語教室向けの教材の素材を公開している文化庁国語課のNEWSというウェブサイトがありますが、そちらで公開されている教材の中で、N4相当以外の漢字語のうち、NEWSのみに出現したものであるというのが表4でございます。当然「生活者としての外国人」を対象とした教材ですので、保育園、診療所、国民健康保険、出産、転入、健康保険証であるとか、そういった漢字語彙がたくさん出てきています。これは新しい傾向というか、最近の地域における日本語教育の傾向を反映して、このような漢字が出現率として現れております。300字までで重ならなかった漢字の中には、具体的にはこういうものがあるという内容になっております。

続きまして、15ページ、別表1、教科書および補助教材調査の対象一覧というものがございます。こちらが調査対象となりました漢字のリストです。一部、年少者向けの資料等々も含まれておりますが、おおむね調査の対象としたのは成人向けの日本語教育教材となっております。

17ページ、18ページに関しましても補助教材調査です。地域の日本語教室向けの教材、学習アプリなどを調査対象としております。

続きまして、別表2でございますが、こちらが漢字の重なり調査結果（出現回数上位1000字まで）というものでございます。オレンジ色の網かけになっているところは、旧日本語能力試験の出題基準として公開されている3級までの漢字となっております。

続きまして、別表3になりますが、こちらが語彙のリストとなっております。39ページです。別表3、漢字語の重なり調査結果（出現回数上位2000語まで）です。1番が漢字語として「行く」という言葉、「人」、「私」というものが漢字語として出ております。このように語彙の出現順位の結果が出ております。同様にオレンジ色になっているのは旧日本語能力試験の出題基準で3級までの語彙はオレンジ色の網かけとなっております。以上が、漢字の調査結果に対する結果

の概要でございます。

続きまして、資料8を御覧いただければと思います。このような調査結果を受けまして、「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについての検討項目（案）というものを資料として示しております。「日本語教育の参照枠」最終報告においては、漢字の扱いというところにおいて、漢字の学習指導の指針、方向性を示す必要があることから、以下の七つの検討項目を示しております。順番に一つずつ読み上げさせていただきます。

(1) 漢字の扱いについては、「日本語教育の参照枠」の中に含めるものとして引き続き検討を行うこととしてはどうか。やはり一次報告で漢字について検討すべしということになっておりますので、最終報告には何らかの方針を示すということが重要であると考えております。

(2) 「日本語教育の参照枠」の理念に基づけば、学習者が自らの置かれた状況や年齢、生活スタイルによって学ぶべき漢字や単語が異なることから、漢字について一律にレベルごとの単漢字数や熟語数を定めることは難しいと考えられる。特に日本社会で生活する者にとっては、安全安心かつ文化的な生活を送る上で、漢字に対する一定の理解が必要であることから、基礎漢字や漢字学習の方針を示すことが必要ではないかということでございます。必要となってくる漢字、書かなければいけない漢字、読めなければいけない漢字というのは、ライフステージや住んでいるところによってそれぞれ異なるところで、一律に示すことが難しいと言いながらも、やはり基礎的な漢字としてこれだけは必要ですということは何らかの方針として示すことが必要ではないかという意見を反映して示しております。

(3) 基礎漢字について検討するに当たって、現在日本国内で行われている日本語教育における教科書や漢字指導教材等から抽出した基礎漢字に関する調査を昨年度実施した。これらを基礎資料として、本年度は、特に「基礎段階の言語使用者」としてA2までの基礎漢字の目安を示すこととしてはどうか。こちらに関しましては、先ほど御説明した資料に基づきまして、A2までの基礎漢字の目安、最低これだけは必要ではないかということ、単漢字と同時に語彙も一緒にセットで示してはどうかということです。

(4) 実際の漢字指導については、基礎漢字に加え、個々の学習者が「基礎段階の言語使用者」として必要とする漢字を設定すること等の漢字学習の考え方についても記載してはどうか。また、基礎漢字については、語彙例を併せて示すこととし、読むこと（意味を理解できること）を中心としてはどうか。漢字を書くことについては、手書きで筆順どおりに書くという機会がどんどん少なくなっていると思います。そんな中、A2の基礎漢字というものは、書くことに関しては必要に応じて定め、主に読むこと、意味を理解できることを中心にして示してはどうかという意見をいただいております。

(5) 生活・就労・留学などの分野別漢字を示すためには、対象グループの言語活動調査を行い、各分野で必要となる漢字の抽出を行った上で、作成することが適当である。それぞれの分野別の漢字を策定するとすれば、言語活動調査等々を行い、またはコーパス等を活用して、各分野で必要となる漢字の抽出が必要となるということについて示しております。

(6) 漢字については、CEFRの正書法の能力や読字能力などを参考として、言語能力の一つとして捉えることを含めて、来年度以降も引き続き調査検証を行いつつ、検討を進めていくこととしてはどうか。漢字につきましては、昨年度の調査研究の有識者会議では、漢字能力について考える上では、漢字を操作する上での能力観の整理というものが必要であろうという意見をいただいております。漢字を形で読めなくても、形を見て意味を判断する能力、へんごつくりに分けて分析的に認識する能力、熟語などの意味を想像、推測する能力、例えば中国語であるとか、語彙の面では韓国語でもそうかもしれませんが、自分の母語の能力を参照して漢字の意味や読み方を推測する能力など、漢字を使いこなすに当たっては多様な能力を必要とされるということは御想像に難くないと思います。その漢字を巡る能力観の整理が必要であろうと御意見いただいております。来年度以降、調査検討を進めていってはどうかという意見をいただいております。

その上で、もし漢字学習に関するCan doのようなものが策定可能であるとすれば、それは具体的な言語活動ではなくて、漢字の能力もしくは学習法略に関する種類のCan doで策定が可能かということも来年度以降の検討課題とさせていただきたいという意味で（6）を示しております。

（7）基礎漢字の目安を示すことにより、日本社会側が外国人に配慮した情報伝達を行う際の参考となることという視点を報告に盛り込んではどうか。冒頭の主査の石井委員からの御指摘にもありましたが、やはり漢字を含めて日本語を学ぶ上においては、学習者のみが勉強するというのではなく、日本社会側がどのように漢字の表記をなるべく簡易にして示していくか、分かりやすいような熟語をどのように使っていったらいいかという視点も盛り込むことが必要であるという意味合いで（7）を示しました。

この漢字の審議に関しましては、7月15日の日本語教育小委員会にて有識者の方のヒアリングを行った後に集中的な審議を行うことを予定しておりますが、これらの検討項目について本日、御意見を伺えればと思っております。説明は。

#### ○石井主査

資料6について御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。根岸委員、お願いします。

#### ○根岸委員

「日本語教育の参照枠」Can doの量的検証に関する調査報告概要に関する質問でもいいでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

はい。この資料は委員限りの机上配布資料となっており、傍聴の皆様にはお配りしておりませんが、御了承ください。

#### ○根岸委員

本質的な話ではないのですが、Can doの表記が、気づいただけでも三つあります。タイトルがCan doでハイフンなしで、ほかのところの多くはC a n と d o の間にハイフンが入っていて、表の中には、ハイフンもなくスペースもない形です。実はC E F RでCan doというのは、2001年には恐らくALTEの資料だけだと思いますが、C a n と D o の間にスペースがあつてD oが大文字になっていました。文科省ではCAN DOリストというときは、全角でCAN DOとなっているなど表記がまちまちです。どこかの段階で統一したほうが良いと思いました。

#### ○松井日本語教育専門職

御指摘ありがとうございます。一次報告、二次報告では、ハイフンなしのCan doで統一しております。今後、最終報告にまとめる段階では、統一いたします。

#### ○石井主査

次に進んでよろしいでしょうか。資料7です。

#### ○増田日本語教育調査官

事務局から失礼いたします。資料7「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査研究報告につきましても、昨年、調査研究チームで検討、基礎資料を作成いただき、関係者の皆様に本当に多大なる御尽力をいただきました。また、取りまとめをA J A L Tにお願いしております。戸田委員から口火を切るに当たってコメント等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

## ○石井主査

それでは、戸田委員、お願いできますか。

## ○戸田委員

ありがとうございます。松井専門職から詳細な説明をしていただきましたが、私見も含めまして、補足をさせていただきたいと思います。

本報告書は、文化庁より「日本語教育の参照枠」調査協力者会議の補助調査として御依頼があり、「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査研究の結果をまとめたものです。漢字は幾つ覚えたらよいのか、どの漢字を選んだらよいのか、2,000を超える常用漢字を全て覚えなければならないのか、これは、日本語教師が学習者から必ず聞かれる質問です。この課題をどう解決していくのか研究が重ねられ、そして、ITを活用したものも含め、多くの教材開発が行われてきました。大変その教材が積み重ねられてきたということです。それぞれの教材が、日本語を必要とする人たちの目的に合わせ、漢字の数、漢字語アプローチ等々、効果的に学習できるように考えられています。私たちAJALTも同様でして、仕事をする上で漢字習得が必要な大勢の学習者、特に非漢字系学習者が多いことから、教材開発を行ってきました。

さて、これまで漢字の調査については、新聞や雑誌、書籍等における漢字出現頻度について、国立国語研究所、凸版印刷株式会社が実施してきました、国語施策に活用されてきましたし、日本語教育関係者も参考としてきました。今回の調査は、様々な立場の方々によって開発された多様な教材で取り上げられた漢字、漢字語の重なりを見えています。報告書の中にありますJLPT関連についての資料ですが、これは、指標ですね。指標として参考に出しているものでして、これをJLPTにひもづけていこうというものではないということを申し添えておきます。

漢字について何をどういう基準で選んでいくのか、数も含め、漢字語と漢字の持つ特性も考慮しなければならないと考えております。先ほどお話もありましたが、分析的な面をどう考え、取り入れていくのか、読むこと、書くこと両方を考えるのか。さらに、「日本語教育の参照枠」の機能等に合わせていく際に起こる個別性にどう合わせていくかという問題も起きてくるかもしれません。そして、私個人としては、自立学習の視点も大変重要だと考えておりまして、個々の漢字を決めていくのは難しいところがあります。そこには根拠も必要となってきます。ただ、この調査報告をきっかけに新しい視点で議論が進み、社会を支えている外国人、日本語を必要とする人たちへの漢字の課題が少しでも解決されることを願っています。以上でございます。

## ○石井主査

ありがとうございます。新しい視点という言葉はとても重要だと思いました。今までの我々、長年かけて漢字を学んでいるという者とは違う、様々な角度からの学習ということを考えていく必要があると伺いながら考えました。

いかがでしょうか。資料6に関して、よろしいでしょうか。

それでは、資料7「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査研究報告、資料8「「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについての検討項目（案）」に関して御意見等ございましたら、いかがでしょう。

漢字の扱いについては62ページのところにありますが、一次報告では2ページほどの記載にとどまっていた。今回、調査結果を踏まえて検討して、ここに加筆していくということですね。一次報告の62ページの注に、文化庁による漢字出現頻度数調査では、新聞、雑誌に出現する漢字の約7割を出現頻度上位457字で占めており、1,063字でほぼ9割を占めるとありました。これはとても驚きました。これまで日本語教育では、常用漢字約2,000字を目標として指導する学校が多いと伺っていますが、参照枠の考え方においては、生活とか就労、留学な

どの分野、あるいはその学習者の状況に応じて指導する漢字を検討する必要がある。先ほどの御意見のところでも、その点が示唆されていたと思います。

戸田委員の御発言に続いて、何か御意見ございましたら、お願いします。

#### ○根岸委員

資料8「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについての検討項目(案)を拝見して、(4)読むこと、意味を理解させることを中心としてはどうかという御提案は、明示的な御提案がされていて面白い、そういう解決法は割とすっきりするかもしれないと思って読ませていただきました。

CEFRとの関連づけを考えたときに、この基礎調査は本当はかなりきちんとした手続を取られて面白い結果だと思いました。今度、これをCEFRのレベルごとにコアの部分割り振っていくということ考えたときに、CEFRでいうとレファレンス・レベル・ディスクリプションということになると思います。一旦汎用化したものを、言語ごとにどういう特徴になっていくかを記述・分析していく。こういうことを単語や文法についてやっていくわけですが、これを漢字についてもやっていくということですね。

教材を分析して、今まで伝統的にこういう順番で教えてきたというデータはとても貴重だと思いますが、一方で、Can doと結びつけるときに、読むことを中心とした場合、日本語の読むCan doでは各レベルでどういうことができるようになるかを書いているわけなので、そこで扱うテキストや、漢字について今後研究される必要があると思いました。そうしないと、Can doがCEFRのレベルと結びついているということの主張が弱いように思いますが、いかがでしょうか。

#### ○真嶋委員

今の根岸委員の御指摘は重要だと思います。今回すばらしい基礎調査をやってくださってよかったと思うのですが、ただ、それで日本語を全てカバーしたわけではありませんし、頻度の調査も新聞、雑誌など日本語を使ったリテラシー全般を考えますと、ごく一部のデータになると思います。各分野でどのぐらい、実際の学習、生活、就労されている方の読めるようになりたい、分きたいという必要性をカバーしたことになっているのかが自信を持って言えないので、今回の調査でもしかしたら漏れている部分があるとすれば、A1の学習者が読めるべき漢字には、地域差もあるので、例えば地名や職場に特化した文字は別に考えてもらわないといけないということだと思います。ごく基本、基礎的な漢字ということで理解すればよいですが、基礎漢字だけではないということ、そしてそれがどの程度なのかが言いづらいという気がします。

#### ○石井主査

ほかに御意見、いかがでしょうか。松岡委員。

#### ○松岡委員

漢字については難しいとずっと思っていて、個人的には、漢字のCan doは出せないのではないかというのが私の意見でした。ただ一方で、このまま放っておくと、これまで例えばJLPTで扱われていたものがそのまま、A1だったらN5であるというように、単純に置き換えられてしまって、それをやりなさいと強制をされるというのは避けたいという問題もあります。

もともとの参照枠の考え方で言えば、例えばA1であれば、このようなものを読むことができるようになるからこの漢字が必要だと、単純に当てはめられないのではないかと思います。というのは、実際に日本で生活していらっしゃる皆さんは、今や様々な技術を使って漢字の問題をクリアしていらっしゃる人が多いと思います。私の大学の学生もそうですが、スマホで写真を撮って後で調べるなど、即応性を損なわれる部分はあるものの、それを知らないと絶対に困る、こ

のレベルはクリアできない、というものでもなくなっていると思います。その辺りを考えて、出し方は慎重にするべきと思っています。

その出し方を具体的にどのようにイメージすればいいのか、まだ整理がついていないのですが、A1はこれ、B1はこれと当てはめることについては慎重な意見を取りたいと思っています。

漢字の示し方について、事務局にイメージやアイデアがもしあれば、お聞かせ願いたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○石井主査

事務局、いかがですか。

#### ○松井日本語教育専門職

ありがとうございます。具体的な報告への記載内容につきましては今後小委員会で、有識者のヒアリングを経た上で審議いただき、決まっていくものと理解しておりますが、現状としては、根岸委員、松岡委員御指摘のとおり、この漢字がA1だ、A2だと決めていくことは難しいと考えております。事務局として想定しておりますのは、A1、A2は区別せずに、Aレベルで最低これだけという漢字を、例えば単漢字で100なり仮に定め、それを語彙と共に最低限のものとして示してはどうかという案を持っております。

すなわち、その100漢字が分かると、A2達成というものではございません。加えて、地域ごと、生活スタイル等々によって個々に必要な漢字を加えなければいけません。最低限のコア、基礎漢字に個別の漢字を加えたものがいわゆるA2レベルであって、これさえやればAとはならないように十分注意した上で、漢字学習の方針、考え方とともに漢字の候補を示していけたらと考えております。

#### ○石井主査

ほかに御意見、いかがでしょうか。神吉委員、お願いします。

#### ○神吉委員

神吉です。資料8(7)に基礎漢字の目安を示すことにより、日本社会側が外国人に配慮した情報伝達を行う際の参考となるという視点を盛り込んでどうかという提案がありまして、これは非常に大事なことだと思います。今回、この参照枠は国語分科会の報告として出ると認識していますので、当然、日本社会における漢字の使用というのは国語課題小委員会の議論にも関わってくるものだと思います。

国語分科会の第1回の資料で国語課題小委員会の今後の検討課題も出ていましたが、そこにはこのことが触れていません。今後、国語課題小委員会でも、日本語教育小委員会に並行して、こういった議論を行っていく予定があるのかどうかということと、ないのであれば、やはり行っていただかなければならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

事務局から失礼します。神吉委員、ありがとうございます。外国人の日本語教育のための漢字については、日本語教育小委員会の議論を経た上で、両小委員会に共通する国語分科会にお諮りすることが第一歩になるのではないかと考えております。今の時点では、まだ具体的な話が出ているということはありません。神吉委員御指摘のとおり、今年度から国語課題小委員会は今後に向けた国語の課題整理に取りかかりますので、そこで議論に外国人に対する情報伝達としての日本語・漢字が取り上げられるかどうかは、国語分科会における今回の報告を見た上で国語課題小委員会の委員方に御検討いただくことと考えております。国語分科会において本件について御

発言いただければと思っております。

#### ○神吉委員

よく分かりました。ありがとうございます。

#### ○石井主査

島田委員、お願いします。

#### ○島田委員

資料8に関してです。昨年度、就労現場に必要な日本語能力の目標設定ツールとしてのCan doを開発するプロセスにおいて、就労現場では漢字をどう取り上げるべきかということが議論になりました。しかし、今回は、Aレベルの漢字は大体これぐらいだろうということを示すというゴールなので、根岸委員がおっしゃったような段階別にCan doと紐づけていくということは、来年度以降の課題としていくのかなと感じつつ発言をいたします。

例えば就労現場では、自立的な就労者として指導的な立場を引き受ける場合、例えば建設現場の安全衛生責任者や施設の防火・防災管理者になる必要がある場合、国家資格などの試験をどうしてもクリアしないといけないなど、どうしても漢字や漢字語彙を避けて通れないわけです。自立的な社会的存在として生きていくために求められる部分とそういった点との兼ね合いをどうするのかという問題があると思います。また、本人の漢字を読む、書く能力だけでなく、受け手の日本社会側の、これは漢字で書いてほしいという社会的な期待と、全て平仮名で書いてあったといったときの日本社会側の受け止め方といったことも含めて考えていく必要があると思います。

また、日誌を書いて職場での人間関係を円滑にしていくなど、対人関係を構築する上で書くということが媒介することもあります。人間関係を作っていく、職場あるいは生活の中でのメンバーとして参画していくところにおける「書くことによるやり取り」も今後の課題として考えていく必要があるのではないかと考えていました。

#### ○石井主査

ありがとうございます。南田委員、お願いします。

#### ○南田委員

私は言語学が専門ではないので、外国人労働者の方、現場の方という立場で考え、拝見して感じたのは、漢字単体ではぴんとこないのですが、漢字語彙になると、このぐらいなら使っているのだなというのが分かりやすく思いました。資料8の(5)に生活・就労・留学の各分野での分野別漢字を示すという形で書いていただいているのですが、もしかしたら漢字単体ではなくて漢字語彙として示したほうが外国人の方も分かりやすいでしょうし、日本社会側、外国人の方と一緒に暮らしている方、働いている方にとって、このぐらいのレベルだったらというイメージも、語彙のほうが伝わりやすいのではないかと思いました。

ただ、その示し方も言語学的に漢字単体のほうがやはり分かりやすいという専門的な部分もあると思いますので、そういったところはお任せしたいと思いつつ、一般の人にとっては漢字語彙で示していくというのも一つあるのではないかと思いました。

#### ○石井主査

眞嶋委員、お願いします。

## ○眞嶋委員

この漢字の扱いの話ではないのですが、現在のヨーロッパの動きについて少し共有させていただきたいと思います。非識字の外国の方が来られて、現地の言語を全く読み書きできない場合にどういうレベル設定ができるかということで、A1を四つに分けるCan doを書くプロジェクトが動いています。先日、協力を依頼されてアンケートに答えたのですが、日本語教育でも漢字も含めて仮名の習得も、A1を四つに分けるとするのがいいかどうか分かりませんが、ヨーロッパの試みで今動いているようですので、その辺も注意していけたらなと思いました。情報共有です。

## ○石井主査

ありがとうございます。村田委員、お願いします。

## ○村田委員

眞嶋委員の御意見とも関連するのですが、3月の国語分科会で、石黒委員から「A2といっても幅が広いので二つに分ける、そういった考え方はないのか」という御質問があって、それに対しては明確な回答がないまま分科会が終わっていたように記憶をしています。この参照枠は、未来永劫同じもので続いていくということではなく、随時見直していくのだと思いますが、今年度末に公表する段階で、例えばA2を二つに分けるとか、A1を幾つかに分けるとか、そういった考え方を取るのかどうか。これについては明確に発表したほうがいいのではないかと感じるのですが、事務局はどのようなお考えなのでしょうか。

## ○増田日本語教育調査官

今回の「日本語教育の参照枠」策定までの3年は、CEFR2001を参照し日本として初めての参照枠に取りかかるスタートラインということで審議いただいてまいりました。今回取りまとめる報告については、六つのレベルを細分化して示すことは事務局としては考えておりません。委員の皆様にもその前提で令和元年から議論いただいてまいりましたが、令和4年度からは新たに発表されたCEFR2020の参照について検討する予定になっておりますので、その中で詳細を記載するという事はあり得ると思っております。

ただ、現在様々な教育機関あるいは試験団体では、A2を二つに分けるところもあれば三つに分けているところもあり、そこを国として二つに分けなければならないとか、三つに分けるとしたらこうでなければならないということをお示しするような段階には今はなく、むしろ国内外共通の大きな包括的な枠組みをお示しすることを主眼として考えております。

今回の報告に記載されていないことで誤解を生じる可能性があれば、今回一次と二次を併せる際に、そういったことを明確に書き込めればと思います。ありがとうございます。

## ○村田委員

分かりました。ありがとうございます。

## ○松井日本語教育専門職

補足いたします。今回の参照枠は2001年のCEFRのものを原則的に参照するという形で取りまとめを進めております。その中で、いわゆる全体的な尺度というものは六つのレベルで示されているので、大枠において、この六つのレベルで今年度までは作業を進めていくというところでございます。

その一方で、CEFR Can doに関しては、A2、B1、B2レベルに関しては、それぞれ二つのレベルに分けてCan doが示されており、「日本語教育の参照枠」においてもそれをそのまま使っておりますので、全体的な尺度に関して六つのレベルがあるというところを押さえつつも、

個別のCan doについては1-1、1-2、2-1、2-2というものがあり、それを活用いただくということに関しては妨げるものではないというのが一つございます。

また、個別の教育機関においては、一つのレベルを三つに分けて細かくレベル設定をしているという例も聞き及んでおりますので、そういうレベル分けの方法については、先ほどの説明のとおり、来年度以降、検討していきたいと思っておりますのでございます。

### ○石井主査

ありがとうございます。まだあろうかと思いますが、大分御意見も出ました。本日いただいた御意見を踏まえて、また次回以降の取りまとめに向けた検討を進めていきたいと思っております。

次に議事(5)その他として「日本語教育の参照枠」活用に関するワーキンググループにおいて検討を行う予定の事項について資料が用意されているようですので、事務局、説明をお願いします。

### ○松井日本語教育専門職

資料9について説明いたします。こちらには、Can doベースでのカリキュラム編成の考え方や事例を示すという、「日本語教育の参照枠」の手引きと呼ばれるものについての項目、目次案になっております。四角の枠で囲まれたところが目次案です。四つございまして、一つ目は「日本語教育の参照枠」の考え方です。最終報告を基に「日本語教育の参照枠」の解説をするということですので。参照枠とは一体何か、その考え方について説明します。

二つ目の丸の言語教育(日本語教育以外)におけるCan doの活用についてというのは、この参照枠を例えば中国語教育、韓国語教育に参照するというのではなく、CEFRが出て20年以上経ちますので、例えば欧州言語以外の中国語教育とか韓国語教育等々の言語教育においてCan doの活用が進んでいるという現状がございます。そういうような広く言語教育におけるCan doの活用についての事例にも少し触れられたらと思っております。加えさせていただきます。また、教育機関のプログラムへの取り入れ方についてですが、Can doベースにしたカリキュラム編成の方法について、考え方ではなく、なるべく具体的な例を示しながら取りまとめたいと考えております。例えば留学であるとか、就労であるとか、生活であるとか、それぞれの日本語教育機関の種別ごとの事例を挙げて、分かりやすく説明をしていけたらと思っております。

三つ目に関しましては、カリキュラム編成には評価が不可欠ですので、評価の方法についても触れていきたいと思っております。

加えまして、先ほどの説明のとおり、学習者のための支援ツールについて、「日本語教育の参照枠」のCan doを14言語に翻訳した日本語能力判定の簡易アプリとここでは書いてありますが、最終的にアプリという形になるかどうかは検討なのですが、そのような自己診断ツールを準備していきたいと思っております。

(3) その他の効果的な広報・活用のための方法については、「日本語教育の参照枠」を分かりやすく紹介するリーフレットを作成し多言語での説明展開も進めてまいりたいと思っております。このような支援ツール、多言語のリーフレット、手引き、「日本語教育の参照枠」の本体、そういうものを公開していくウェブ上の置き場所としてのサイトも同時に整備が必要なのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

### ○石井主査

「日本語教育の参照枠」の活用及び普及に向けた検討事項として三つの案が示されました。手引きの内容、それから学習支援ツール、その他効果的な広報ということですが、今後ワーキンググループで検討いただくに当たって、現時点の事務局のたたき台について、委員の皆様から御意見、御助言などをいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。大木委員、お願いします。

### ○大木委員

資料9のうち、(2)学習者のための支援ツールと、(3)その他の効果的な広報・活用のための方法について、意見を申し上げます。それぞれ施策の効果を測定するために実効的な指標があるか、あるとすればどのようなものか、気にかかっております。例えばアプリであればダウンロード数、ウェブサイトであればアクセス数といったものが考えられます。効果測定が定量面に偏る危険性はあるながら、公費を投入して作成する以上は何らかの成果指標、アウトカム指標が要っております。小委員会の議論の範囲を超えることになるかもしれませんが、昨今、デジタル化による効果的・効率的な事務事業のあり方には注目も集まっており、意見として申し上げる次第です。

### ○石井主査

事務局から何かありますか。

### ○増田日本語教育調査官

御意見ありがとうございます。学習支援ツールにつきましては、外国人学習者のためだけでなく、日本語教師や学習支援者、企業担当者などにも活用いただけるものと思っております。大木委員御指摘のように汎用性が高いもので費用対効果が高いものになるよう努めたいと思えますし、閲覧数など利用状況が分かるようなデータを得られるよう工夫して参ります。今後「日本語教育の参照枠」の国内外での普及に当たっては、施策の効果の把握方法について十分検討を行ってまいりたいと思えます。

### ○石井主査

ほか、何か御意見ありましたら、ぜひお願いいたします。根岸委員、お願いします。

### ○根岸委員

大木委員の御発言と関係して、「日本語教育の参照枠」関連サイトというところで、これをどういう場所にどのような形で置いて、誰が情報を管理するかについてはいかがですか。この委員会が終わってしまうと、参照枠に関する情報の責任の所在が曖昧になるのが心配です。欧州評議会にはCEFRのページがあって、常に最新情報がアップされていますが、「日本語教育の参照枠」の方は、資料を探そうとしたときも、ばらばらで容易にたどり着けないということがあろうです。サイトの独立性やサイト維持管理は現在どういう計画でしょうか。

### ○増田日本語教育調査官

「日本語教育の参照枠」の関連サイトにつきましては、まあ具体的な検討には入っていないのですが、案としましては、審議会報告になりますので、文化庁のホームページあるいは国語課が管理している日本語教育コンテンツ共有サイトNEWSに、「日本語教育の参照枠」のページを作り情報を集約していくということが考えられるのではないかと思います。

参照枠に関しては、既に国際交流基金でJF日本語教育スタンダードに基づく様々な海外向けの教材またはサイトをお持ちですので、国内外の日本語教育のリソースが有機的に活用されるよう、利用者が常にアクセスしやすい入り口を作ることができないかと考えております。

### ○石井主査

この件に関して、アイデアでも結構ですので、こういう可能性があるということが頭に浮かびましたら、御意見お出してください。

## ○根岸委員

私の質問の二つ目の誰がサイトの面倒を見るかですが、文化庁という大きな枠だけ設定しても、文化庁の誰なのか。人事異動もありますね。ずっと松井専門職が見ていてくれるというわけにもいかないかもしれないので、組織的に担当者が要るようになるのではないのでしょうか。最初だけでずっと更新されない形になってしまうのではないかと、そこが気になりました。

## ○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。勿論松井専門職もまだまだおりますが、文化庁が運営しているNEWSというサイトは、国語課が管理をしております、毎月情報も更新しております。情報掲載依頼をいただきますと、中身を確認した上で許可する仕組みになっております。放置するのではなくて、今後も質を満たすものについては幅広く掲載させていただき、皆様に利用いただけるサイトに育てていけたらと考えております。根岸委員の御心配をよく踏まえて検討して参りたいと思います。

WEBコンテンツにつきましては、まだ担当レベルの構想でして、具体的には何も決まっておりません。アイデアや御提案がありましたら、本年度引き続きご意見を頂戴できればと思います。

## ○石井主査

文化庁も考えを進めてくださっているということ、とても心強く思います。ただ、様々な可能性があり、ただ維持していただくだけではなく、むしろ新たな展開というのがあってもいい事柄ではないかと思っておりますので、そういった意味では、ぜひ日本語教育の領域の中で、様々な可能性というのを検討していけたらと思っております。

神吉委員、お願いします。

## ○神吉委員

法務省の関連で、外国人生活支援ポータルサイトなどがありますね。各省庁が様々な取組をしており、成果物が散在すると、使うほうにとって分かりづらいです。また、全て多言語訳をするというわけにもいかないと思うので、外国人当事者がアクセスするには、アクセスのルートを分かりやすくする必要があります。そういったことを、総合的対応策や日本語教育推進法などの法的根拠を踏まえた上で、各省庁で連携をしてやっていくという方向を明確に出していただけるのではないかと思います。

## ○石井主査

貴重な御意見だと思います。毛受委員、お願いします。

## ○毛受委員

2番目に教育機関のプログラムへの取り入れ方ということで、実践事例を書いていたいていまして、これは大変重要だと思うのですが、外国人の方にとって、漢字も含めて日本語教育がしっかりできるということは、生活の利便性だけではなく、権利・義務の観点においても非常に重要だと思います。

例えば技能実習生あるいは特定技能において、御承知のとおり様々な問題があるわけですが、結局、漢字の理解が不十分である、日本の言葉が十分理解できていないことによって、だまされたり、不利な契約を結んでしまったりという問題につながっている事実があるように思います。

したがって、就労で在留資格と結びつけた日本語教育はどうあるべきか。例えば技能実習生であれば、法的な場面での言葉にはどういうものがあって、これだけは絶対に押さえておくべきも

のがあるはずだと私は思います。恐らく現場ではそれを指導し実践されているのでしょうけれども、「日本語教育の参照枠」でも、現場のニーズをくみ取り、外国人の方々の権利を守るという視点から、各分野で必ず必要となる項目に配慮した形でこれが組み立てられるとよいと思います。

#### ○石井主査

ありがとうございます。今の御意見についてでも、そのほかでも結構ですが、いかがでしょう。根岸委員、お願いします。

#### ○根岸委員

(1) 手引きに含むべき項目で、3に多様な評価の方法があります。確認ですが、この手引きは誰に向けたものなんでしょうか。多様な評価を取り上げているということは、現場で教えていらっしゃる先生方かなと思うのですが、二次報告の審議で調査対象となった日本語のテストを作る人たちに対しても、手引きが何か示すのでしょうか。あるいはオルタナティブアセスメントだけ扱うということでしょうか。

#### ○松井日本語教育専門職

御説明いたします。まず、この手引きの対象につきましては、主に日本語教師の皆様、あと、日本語教育のコーディネーションをする方、あるいは、地域なら日本語学習支援者の方々、どちらかといえば、いわゆる教える側とされている人たちを対象にしています。

さらに、評価の方法に関してはまさに御指摘のとおりで、実は御意見いただいているのは、2の事例のところまで評価の方法まで含めて示すのが通例でありますので、評価の方法に関しても、2の中に入ってくるのではないかということです。そういう意味で、特にCan doですので、この多様な評価としたのは、パフォーマンス評価をどのように行ったらいいかという意味合いで、この多様な評価というのを出させていただいているところです。Can doベースにしたカリキュラム編成において、ペーパーテストを取り上げないということではないですが、Can doベースのカリキュラム編成においてはパフォーマンス評価が非常に重要になってくるので、そういうところを丁寧に書き込みたいという意味で示したものでございます。

#### ○根岸委員

意図は分かりました。英語教育でこういう多様な評価が打ち出されたときに起こったことですが、オルタナティブな評価のほうに振れるのかということになって、実は、聞いたり読んだりするテスト自体は全く変わらずに、Can doベースでない従来どおりのテストの形で評価されるということになってしまったということがありました。指導がCan doベースに変わって、評価もそちらにシフトするとなったときは、読む・聞くという言語活動においても評価方法が変わるという情報はどこかで盛り込んでおかないと、評価についていびつな変化が起こってしまう恐れがあると、英語教育の経験上思いました。

#### ○石井主査

貴重な御意見ありがとうございます。その点は今後とも検討していけたらと思います。本日は今期初回の審議ということで、委員の皆様一言ずつ御挨拶いただこうと思っていたのですが、時間がなくなってしまいました。残念ですが、ご挨拶は省略させていただき、そろそろ委員会を閉じたいと思います。井上委員、黒崎委員、一言いかがでしょうか。

#### ○井上委員

先ほどの漢字のところ、日本語学校関係者として何か言わないといけないと思って考えてい

たのですが、この漢字の扱いをCEFRの枠組みの中で考えるというのは非常に難しいことだと実感しています。私は日本語学校で実は漢字の授業を30年もやっていたものですから、この漢字の扱いというのを、留学生に対する漢字ということであれば感覚的に分かるのですが、生活者や就労者に対しての漢字の扱いをどういうふうに考えたらいいか分からなくて、考えあぐねていたのですが、松岡委員の御発言に非常に何か共感するところがありまして、やはり慎重に様々な分野を見ながら考えていく必要があるのだろうと思った次第です。

#### ○黒崎委員

私も井上委員と同じで、日本語教育機関として漢字のことをどういうふうに考えていけばいいか何か申し上げなければと思案しておりました。松岡委員の御意見に共感したのですが、一つの漢字、熟語にしても、知識としてこれだけあれば上級だとか、そういう意味ではなくて、どのようにそれを理解する能力があるか、そういう技術があるかということもCan doの中に含めていく必要があるのではないかと考えています。

その意味では、資料8の(6)言語能力の一つとして捉えるという文言はとても重要ではないかと思えます。どのようなCan do statementを漢字に当てはめるかということは、これから考えていかなければいけないことだろうと思えます。単純に漢字の数がこれだけあれば、読めればこのレベルなのだという見方ではないことを、考えていかなければいけない。それは、教育機関としてどのようなカリキュラムを作っていけばいいのか考える際のヒントにもなると感じております。

#### ○石井主査

本日いただいた御意見を踏まえて、この後もワーキンググループにおいて更に検討いただきたいと思えます。たくさんの御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

#### ○増田日本語教育調査官

今回のスケジュールについて御連絡申し上げます。資料4「日本語教育小委員会(第21期)における審議内容について(案)」に記載のとおり、次回、第107回日本語教育小委員会は、7月15日木曜日、午前10時から開催を予定しております。

「日本語教育の参照枠」活用に関するワーキンググループ第1回は、5月21日金曜日、午後1時から開催を予定しております。

「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループは、5月27日木曜日、午後3時から開催を予定しております。皆様、お集まりいただければと存じます。よろしく願いいたします。

#### ○石井主査

これで106回日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。